

## 第3章 目指すべき都市像の設定

---

## 第3章 目指すべき都市像の設定

### 3-1 将来目標

#### (1) ネットワーク型集約都市構造の必要性

本市のこれからのまちづくりにおいては、人口減少局面への突入、少子高齢化のさらなる進行など、社会経済が縮退していく状況に対応したまちづくりを進めていくことが必要です。本計画は、それらのまちづくりを進めるための手段の一つとして、「ネットワーク型集約都市構造」を実現する具体的な施策を示す計画と位置づけられています。

都市構造の目的と施策イメージを以下のとおり整理しました。

表 3-1 ネットワーク型集約都市構造の目的と施策イメージ

都市構造の目的（背景）	都市構造の施策イメージ
○持続可能で効率的な都市運営 ・人口密度低下等による公共公益施設の維持管理コストの増大の抑制 ・人口が減少する集落や地域コミュニティの日常生活の維持	・集約化、統廃合等による公共公益施設の立地環境の維持 ・居住地域の密度維持のため、空き地・空家等の利活用の促進 ・居住地区のコンパクト化や多様で効率的な移動手段の確保
○高齢者の生活・子育て環境の充実 ・人口減少、高齢化による子育て支援力の低下 ・高齢者の増加による社会保障費の増大や移動困難者の増加	・子育て、教育、医療・福祉の集約化や機能分担による居住環境の向上 ・交通弱者への対応のための公共交通の充実
○環境負荷の低減 ・都市機能の低密度化が進むことによる自動車CO2排出量の増加	・CO2の排出削減のための公共交通への転換 ・緑地・農地の保全
○防災性の向上 ・激甚化・頻発化する災害	・災害危険性の低い地域の重点的利用 ・防災・減災に向けた具体的な取組の実施

## (2) まちづくりの基本方針

本市のまちづくりの方針は、第3次菊池市総合計画及び菊池市都市計画マスタープランに示されるまちづくりの将来像を踏まえるものとします。同時期に改定を行う菊池市都市計画マスタープランでは、第3次総合計画における「人と自然が調和し 希望と活力に満ちた『癒しの里』きくち」を基に「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めています。

将来目標の設定に当たっては、上位計画を踏まえるとともに従前の計画で位置づけていた旧市町村のそれぞれの拠点を活かした地域の持続可能性の確保が重要です。従前の計画では、位置づけが困難であった都市計画区域外についても、拠点としての重要性を改めて位置づけ、それぞれの特性、役割を明確化します。

また、超高齢化社会の到来に際して、本市の主要な公共交通であるバス路線の維持や乗合タクシーなど利便性の向上を図るとともに、防災・減災の視点を取り入れた安全・安心な居住環境の確保、本市の特徴でもある豊かな自然環境や地域の多様性を維持したコンパクトで住みやすいまちづくりを目指します。

本計画の見直しにおいては、上記の変化を踏まえつつ、平成29年(2017年)の当初計画の策定以降初めての見直しであることから、引き続き、まちづくりの方針を『個性ある拠点が公共交通で結ばれた住みよいまち』と設定します。

### ■第3次総合計画の将来像

人と自然が調和し 希望と活力に満ちた『癒しの里』きくち



### ■まちづくりの基本方針

個性ある拠点が公共交通で結ばれた  
住みよいまち

## 3-2 将来都市構造

### (1) 都市構造の基本方針

まちづくりの方針を実現するために、本市の将来都市構造の基本方針を以下のとおり設定します。

#### 基本方針1:個性ある拠点の形成と役割に応じた都市機能の集積

- ・商業、医療、福祉、公共サービス等の都市的サービスが効率的に提供できるよう、旧市町村の中心部を拠点と位置づけ、歩いてサービスを受けられる環境の実現を図ります。
- ・都市計画区域内の拠点である都市拠点は、本市の主要な商業施設や公共施設などの都市機能を集約し、魅力ある拠点としての機能向上を図ります。
- ・都市計画域外の拠点である地域生活拠点は、地域コミュニティの核として必要となる各種都市機能（支所・商業施設、医療施設）の維持・誘導を図ります。
- ・拠点の周辺では、地域の特性に応じた利便性の高い住環境の住宅地の形成を図ります。

#### 基本方針2:居住の誘導による持続可能な都市地域への転換・集約化

- ・人口減少局面の中で公共公益サービスの維持を図るため、これ以上の市街地拡大を抑制し、拠点や公共交通軸沿道に人口を集約していく土地利用の実現を目指します。
- ・都市計画区域外の拠点についても地域生活拠点として居住環境を維持し、持続可能な地域コミュニティの形成を図ります。

#### 基本方針3:拠点・居住エリアのニーズに対応した公共交通ネットワークの形成

- ・運行本数の多いバス路線沿道への施設や居住地の誘導を図り、公共交通利用の利便性を高め、またバス運行の営業環境の向上を図ります。
- ・人口密度が低く、運行本数の少ないバス路線周辺や農山村部などにおいては、あいのりタクシーなどのサービスエリアの拡大など、公共交通の維持を図ります。
- ・幹線バスとあいのりタクシー、自家用車、自転車等との乗り継ぎをスムーズにするため、公共交通乗り継ぎ拠点の形成などを進めます。

#### 基本方針4:防災力の強化による安心・安全な市民生活の確保

- ・地域の拠点における持続可能な生活を維持するため、防災力の強化を図ります。
- ・災害リスクが高いエリアについては、災害時の民間事業者との連携強化も含め、地域住民の安全・安心な暮らしの確保に努めます。



(4) 将来都市構造のイメージ

まちづくりの方針を実現によって目指すべき都市の骨格構造は、都市計画マスタープランに示す都市の将来像を踏まえたものとし、設定します。

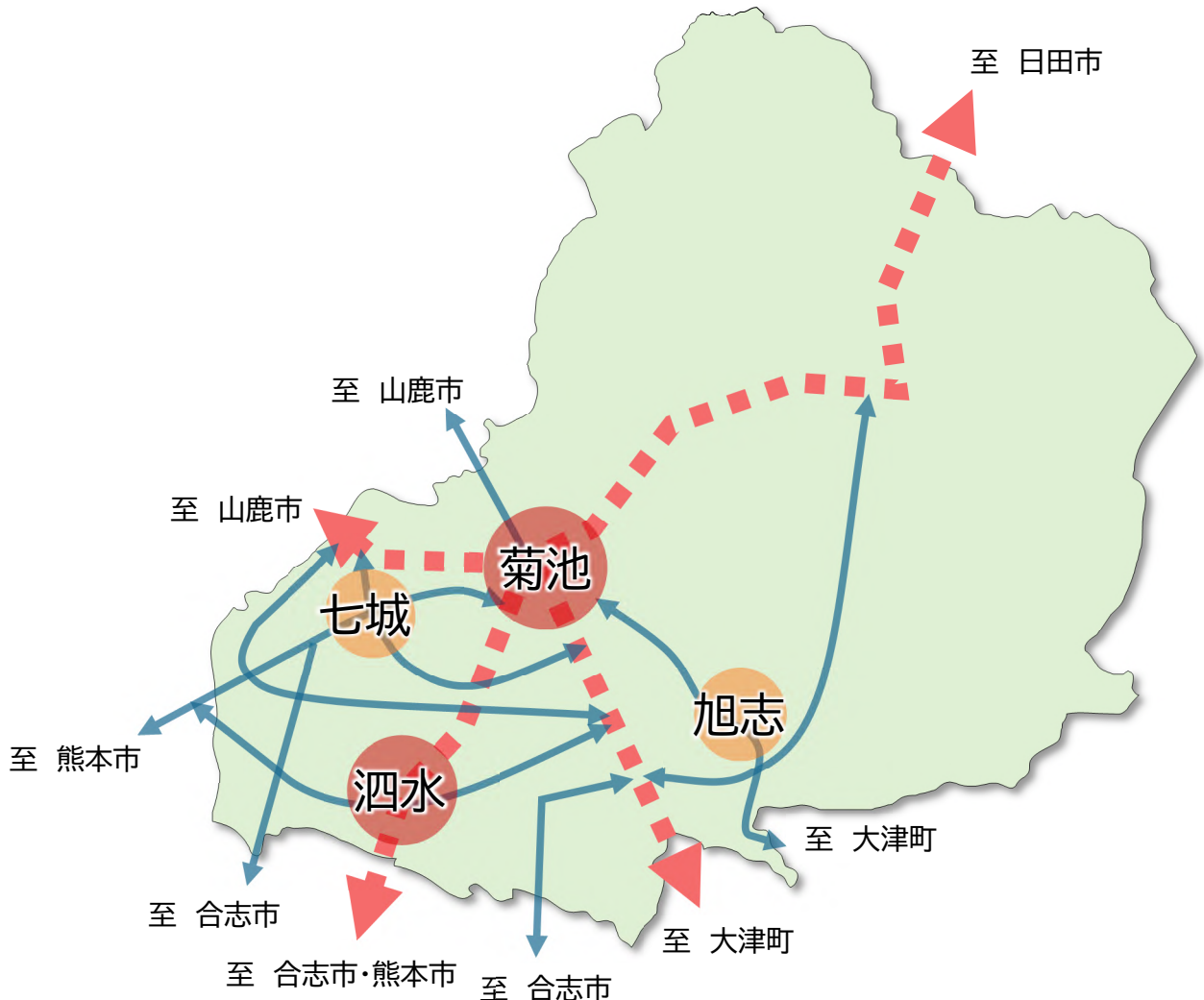


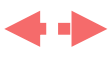



図 3-2 目指すべき都市の骨格構造(将来都市構造)

表 3-3 拠点と軸の位置づけ

役割		位置づけ
	都市拠点	都市計画区域内における市街地が形成された地域の拠点であることから、誘導区域の設定により都市機能や居住の誘導を図ります。
	地域生活拠点	都市計画区域外における地域コミュニティの拠点であることから現行の行政サービス等の維持を図ります。
	広域連携軸（国道）	都市間の広域的な連携軸として近隣自治体との公共交通による連携や災害時の物資輸送の路線として機能の強化、連携の確保を行います。
	広域連携軸（県道・市道）	路線バスやきくちべんりカー、あいのりタクシーが通行する路線であることから、市内の主要な拠点を結び、市民の暮らしに密着した機能の確保に努めます。